

令和5年第4回栗原市教育委員会定例会会議録

1 招集日時 令和5年3月20日(月) 午後3時

2 招集場所 金成庁舎201会議室

3 出席委員

1番	只見直美委員	2番	蘇武徳行委員
3番	久我一仁委員	4番	千葉みどり委員

4 説明のため出席した者

教育長	佐藤新一
部長	三塚満
次長	菅原健志
教育総務課長	菅原浩志
学校教育課長	菅原主税
学校教育課副参事	菅原博
社会教育課長	佐々木克則
文化財保護課長	千葉長彦
教育研究センター副参事	遠藤俊哉

5 本委員会の書記は次のとおりである

教育総務課長補佐 高橋一人

6 出席点呼・開会

午後3時

教育長 本日、教育長及び教育委員の過半数が出席しておりますので、直ちに会議を開きます。

7 教育委員会会議録の承認

教育長 3 教育委員会会議録の承認について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局 (令和5年2月13日開催の令和5年第2回栗原市教育委員会定例会及び令和5年3月14日開催の令和5年第3回栗原市教育委員会臨時会の概要を説明)

教育長 説明が終わりました。何か質問はありませんか。

(なしの声あり)

教育長 質問がないようですので、異議なしと認め、令和5年第2回栗原市

教育委員会定例会及び令和5年第3回栗原市教育委員会臨時会の会議録は、承認することとします。

8 教育委員会会議録署名委員の指名

教育長

4 教育委員会会議録署名委員の指名を行います。

3番 久我委員、4番 千葉委員 に会議録の署名をお願いします。

9 教育長報告

一般事務報告

教育長

5 教育長報告を行います。

一般事務報告について、配布資料をご覧ください。

第2回教育委員会定例会後の主な対応事業について説明いたします。

2月18日、第21回東北ポリテックビジョンが東北職業能力開発大学校で行われ、出席してきました。高校などという文化祭のような行事で、学生の研究発表や講演会などが行われました。

3月1日、市内の高等学校の卒業式があり、市長、副市長、私とでそれぞれ分担して出席してきました。私は、岩ヶ崎高等学校に行きましたが、今年の卒業生は63名で、入学した時からコロナ禍であったため、今回の卒業式が皆で校歌を歌う最初で最後の場ということで、一生懸命歌っている姿が印象的でした。

3月12日、みやぎミュージックフェスタ2022 in くりはらが栗原文化会館で行われました。会場の栗原文化会館は、工事のために長い間使えない状態でしたが、ようやく工事が完了し、こけら落としということでミュージックフェスタが開催されました。出演者も含めて、763人の方が参加されました。以上が、主な対応事業であります。

次に、児童・生徒及び教職員の状況です。生徒指導の状況については、別紙2をご覧くださいと思います。

最近、不登校についての対応が、栗原市の課題のひとつとなっております。今回は、小学校23人、中学校67人ということですが、昨年のこの時期は81人でしたので、これと比べると少なくなっております。このまま少ない状態でおさまってほしいと思っているところです。

問題行動については、相変わらず「授業抜け出し」が多いという状況ですが、抜け出しが多い学校が「授業妨害」の件数に出てきていないので、他への迷惑にはなっていないようです。また、学校補助員をはじめとする先生方が適切に対応してくれているということだと思えます。

次に、事故・けが等については、ありませんでした。

その他については、「虐待及び虐待の疑い」、「家出・無断外泊」がそれぞれご覧の内容となっております。

説明は以上となりますが、質問はございませんか。

(なしの声あり)

教育長

質問がないようですので、一般事務報告を終わります。

10 議 事

教育長

6 議事に入ります。

日程1 議案第6号 栗原市教育委員会個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則について、事務局に内容の説明を求めます。

教育総務課長

定例会資料1の5ページをご覧ください。

議案第6号 栗原市教育委員会個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則について

栗原市教育委員会個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則を次のように定める。

令和5年3月20日提出 栗原市教育委員会教育長でございます。

6ページをご覧ください。こちらが制定文となります。この規則の制定につきましては、令和3年5月の「個人情報の保護に関する法律」の改正により、従前では、この法律が直接適用されることのなかった地方公共団体の保有する個人情報についても、令和5年4月1日から適用の対象となることに伴い、これまで地方公共団体ごとに制定・運用されてきた個人情報保護条例は不要となり、これを廃止して、新たに法律の各種手続等を定める条例の制定が必要となりました。

これを受け、栗原市では、令和4年12月議会定例会において、従前の「栗原市個人情報保護条例」を廃止し、新たに「栗原市個人情報の保護に関する法律施行条例」が制定され、また、新たな条例の施行にあわせて、市長部局においては、事務手続等の詳細事項を定める「栗原市個人情報の保護に関する法律施行細則」を制定する予定としております。

教育委員会におきましても、これと同様の取扱いを定めるため、従前の「栗原市教育委員会個人情報保護条例施行規則」を廃止し、新たに「栗原市教育委員会個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則」を制定するものであります。

規則の規定内容につきましては、「市長が取り扱う個人情報の保護の例による。」と定め、附則第1項では、この規則の施行日を令和5年4月1日とし、第2項では、従前の「栗原市教育委員会個人情報保護条例施行規則」を廃止することを規定するものであります。

以上が、栗原市教育委員会個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則の説明になります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

教育長

説明が終わりました。質問はございませんか。

(なしの声あり)

教育長 質問がないようですので、原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

教育長 異議なしと認め、議案第6号 栗原市教育委員会個人情報保護に関する法律施行条例施行規則については、原案のとおり可決いたします。

教育長 次に、日程2 議案第7号 栗原市学校等の給食費に関する規則の一部を改正する規則について、事務局に内容の説明を求めます。

教育総務課長 定例会資料の7ページをご覧ください。

議案第7号 栗原市学校等の給食費に関する規則の一部を改正する規則について

栗原市学校等の給食費に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月20日提出 栗原市教育委員会教育長でございます。

8ページをご覧ください。こちらが改正文となりますが、詳細には、新旧対照表でご説明させていただきますので、定例会資料2の1ページをご覧ください。

この改正は、令和5年度からの学校給食費無償化事業の実施に伴い、栗原市内に住所を有する児童及び生徒などの給食費を徴収しないこととするものであります。表の右側が現行の規則、左側が改正案となり、規則の第3条の改正となります。

現行の第3条では、見出しを「園児に係る給食費の免除」とし、「栗原市内に居住する園児に係る給食費は、徴収しない」旨を規定しておりましたが、左側の改正案は、見出しを「給食費の免除」に改め、「次の各号のいずれかに該当する者に係る給食費は、徴収しない」とするものであります。第3条第1号では、「栗原市内に住所を有する児童等」を規定いたします。文末の「児童等」の字句につきましては、資料への記載を省略しておりますが、規則の第2条において「園児、児童及び生徒」を「児童等」と表す略称規定を設けておりますことから、第1号の規定においても「児童等」と表現し、「園児、児童及び生徒」を指すものであります。

次に、第2号では、「栗原市立小学校小規模特認校制度実施要綱第7条の規定により、栗原市立小規模特認校への入学を許可された児童のうち、栗原市内に住所を有しないもの」を規定いたします。小規模特認校制度実施要綱は、平成25年2月に制定され、その目的を、自然環境に恵まれた特色ある教育活動を展開している小規模学校での教育を希望する通学区域外からの児童を受け入れる制度であり、小規模特認校としては、栗原市立花山小学校の1校を規定しているものであります。

現時点で、この制度による通学区域外から就学している児童はおりませんが、市外からの入学を推進している制度でありますことから、学校給食費無償化事業においても、この制度によって市内に住所を有しない者、いわゆる市外からの通学者も無償化の対象としようとするものであります。

定例会資料1の8ページの改正文をご覧ください。改正規則の附則第1項では、この規則の施行日を令和5年4月1日とし、第2項では、この規則による改正後の第3条の規定に係る経過措置を定めるものであります。

以上が、栗原市学校等の給食費に関する規則の一部を改正する規則の説明になります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

教育長

説明が終わりました。質問はございませんか。

(なしの声あり)

教育長

質問がないようですので、原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

教育長

異議なしと認め、議案第7号 栗原市学校等の給食費に関する規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決いたします。

教育長

次に、日程3 議案第8号 栗原市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示について、事務局に内容の説明を求めます。

学校教育課長

定例会資料1の9ページをお開き願います。

議案第8号 栗原市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示について

栗原市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月20日提出 栗原市教育委員会教育長でございます。

次のページの栗原市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示が改正文になります。今回の要綱の一部改正につきましては、令和4年12月議会定例会において、「栗原市就学指導委員会条例」を「栗原市就学支援委員会条例」と改めたことに伴い、改正するものであります。詳細は、新旧対照表で説明させていただきます。

定例会資料2の2ページをお開きください。現行の第2条第2号中、赤字で記載しております「栗原市就学指導委員会」を、改正案として、第2条第2号中、赤字で記載しております「栗原市就学支援委員会」と改めるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

教育長

説明が終わりました。質問はございませんか。

久我委員

就学奨励費とは、どのような経費を対象として支給するものですか。

学校教育課長 就学奨励費は、特別支援学級等に入学する際の費用の補助を行うものであり、例えば、学用品などが支給対象となります。このほか、来年度から栗原市では無償化されますが学校給食費や、通学費、職場実習交通費、交流及び共同学習交通費、修学旅行費、校外活動費などが対象となっております。

久我委員 例えば、ボールペンなどの文房具は支給対象外となりますか。

学校教育課長 学用品費として対象となり、年3回にわけて支給しております。

久我委員 そうしますと、領収書などの書類を添付して申請する形でしょうか。

学校教育課長 確認して、後ほどお答えします。

教育長 ほかに質問はございませんか。

(なしの声あり)

教育長 質問がないようですので、原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

教育長 異議なしと認め、議案第8号 栗原市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示については、原案のとおり可決いたします。

教育長 次に、日程4 議案第9号 栗原市任期付市費負担教員の採用について、事務局に内容の説明を求めます。

学校教育課長 議案をご審議いただく前に、本日お配りさせていただいた資料により、令和5年度の任期付市費負担教員の配置について、説明させていただきます。

令和5年度の少人数学級編制のために新たに必要とされる学級数は、25人学級と35人学級編制を合わせて、小学校で13学級、中学校で3学級の計16学級となりますが、現在の任期付市費負担教員の状況は、新規採用で4人、更新で7人の合計11人となっております。内訳は、小学校9人、中学校2人という確保状況となっており、対象となる全ての学級で実施することはできない状況となっております。

このことから、令和5年度の市費負担教員の配置につきましては、優先順位を定めて、配置校を決定することとし、小学校につきましては、第1優先として、①小学校5・6学年の35人学級の実現
次に、②小学校第1学年の25人学級の実現
次に、③小学校第2・3学年の25人学級の実現
とし、③については、標準学級編制の場合の児童数が多い方を優先しつつ、総合的な判断により、配置校を決定いたします。

中学校につきましては、市費負担教員2名の配置が必要な若柳中学校において、当該第2学年の35人学級を実現しつつ、配置は1名とすることとして校長と協議しております。その結果、令和5年度の任期付市費負担教員の配置は、資料下段のとおり進めようとするものであります。

このような状況を踏まえまして、議案9号を説明いたします。定例会資料1の11ページをお開き願います。

議案第9号 栗原市任期付市費負担教員の採用について

栗原市任期付市費負担教員について、栗原市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の採用等に関する条例（平成24年栗原市条例第44号）第2条第1項の規定により、下記の者を採用する。

はじめに、一般選考による採用であります。以下の3名となります。
発令日 令和5年4月1日

任 期 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

次に、教職経験者特別選考による採用であります。以下の1名となります。

発令日 令和5年4月3日

任 期 令和5年4月3日から令和6年3月31日まで

令和5年3月20日提出 栗原市教育委員会教育長でございます。

発令日であります。宮城県職員として定年退職する者が退職手当の受給で不利益を被らないよう配慮するため、教職経験者特別選考で採用した者の発令日を令和5年4月3日とするものであります。

以上、新規採用4名について、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

教育長

説明が終わりました。少人数学級編制を行うに当たり、16人の市費負担教員が必要でしたが、昨今の講師不足等のため、11人確保という状況となりました。学校教育課でも、大学など各方面にお願いして確保に努めましたが、最終的には11人という結果でした。その11人の配置については、先ほどの配置基準に則って行うということでございます。質問はございませんか。

蘇武委員

配置基準から外れた学校に関して、年度途中で教員を採用して補充するという考えはありますか。

学校教育課長

年度途中で教員を補充し学級を再編することは、考えておりません。

教育長

ほかに質問はございませんか。

(なしの声あり)

教育長

質問がないようですので、原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

教育長

異議なしと認め、議案第9号 栗原市任期付市費負担教員の採用については、原案のとおり可決いたします。

教育長

日程5 議案第10号 栗原市任期付市費負担教員の任期の更新について、事務局に内容の説明を求めます。

学校教育課長

次に12ページをご覧ください。

議案第10号 栗原市任期付市費負担教員の任期の更新について
栗原市任期付市費負担教員の任期について、栗原市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の採用等に関する条例（平成24年栗原市条例第44号）第2条第2項の規定により、下記のとおり更新する。

発令日 令和5年3月31日

任期 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

更新する市費負担教員につきましては、以下の7名であります。
令和5年3月20日提出 栗原市教育委員会教育長でございます。
以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

教育長

説明が終わりました。質問はございませんか。

（なしの声あり）

教育長

質問がないようですので、原案のとおり可決してよろしいですか。

（異議なしの声あり）

教育長

異議なしと認め、議案第10号 栗原市任期付市費負担教員の任期の更新については、原案のとおり可決いたします。

教育長

日程6 議案第11号 栗原市社会教育委員の人事について、事務局に内容の説明を求めます。

社会教育課長

定例会資料1の13ページをご覧ください。

議案第11号 栗原市社会教育委員の人事について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第2項及び栗原市社会教育委員設置条例（平成17年栗原市条例第108号）第3条の規定により、次のとおり委嘱する。

令和5年3月20日提出 栗原市教育委員会教育長であります。

任期は、令和5年4月1日から令和7年3月31日まで、委員は20人で、氏名、生年月日、住所はご覧のとおりであります。今回委嘱いたします社会教育委員20人につきましては、名簿の1番から10番までは各地区からの推薦、11番から20番までは団体推薦等となります。また、20人のうち、新任は5人、再任が15人です。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

教育長

説明が終わりました。質問はございませんか。

（なしの声あり）

教育長

質問がないようですので、原案のとおり可決してよろしいですか。

（異議なしの声あり）

教育長

異議なしと認め、議案第11号 栗原市社会教育委員の人事については、原案のとおり可決いたします。

教育長

日程7 議案第12号 栗原市スポーツ推進審議会委員の人事について、事務局に内容の説明を求めます。

社会教育課長

定例会資料1の15ページをご覧ください。

議案第12号 栗原市スポーツ推進審議会委員の人事について

スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条及び栗原市スポーツ推進審議会条例(平成23年栗原市条例第46号)第3条第2項の規定により、次のとおり任命する。

令和5年3月20日提出 栗原市教育委員会教育長であります。

任期は、令和5年4月1日から令和7年3月31日まで、委員は19人で、氏名、生年月日、住所はご覧のとおりであります。

スポーツ推進審議会につきましては、スポーツ推進計画やスポーツ推進に関する重要事項を調査審議する機関として設置しているものであります。今回任命いたしますスポーツ推進審議会委員19人につきましては、名簿の1番から10番までは各地区からの推薦、11番から19番までは団体推薦等となります。19人のうち、新任は7人、再任が12人です。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

教育長

説明が終わりました。質問はございませんか。

(なしの声あり)

教育長

質問がないようですので、原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

教育長

異議なしと認め、議案第12号 栗原市スポーツ推進審議会委員の人事については、原案のとおり可決いたします。

教育長

日程8 議案第13号 栗原市スポーツ推進委員の人事について、事務局に内容の説明を求めます。

社会教育課長

定例会資料1の17ページをご覧ください。

議案第13号 栗原市スポーツ推進委員の人事について

スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第32条及び栗原市スポーツ推進委員規則(平成24年栗原市教育委員会規則第4号)第3条第2項の規定により、次のとおり委嘱する。

令和5年3月20日提出 栗原市教育委員会教育長であります。

任期は、令和5年4月1日から令和7年3月31日まで、委員は62人で、氏名、生年月日、住所はご覧のとおりであります。

スポーツ推進委員につきましては、スポーツ推進事業の実施に係る連絡調整及びスポーツに関する実技指導の助言を行うもので、市や各地区主催のスポーツ事業の運営・実技指導を行っていただいております。今回委嘱いたしますスポーツ推進委員62人につきましては、各地区から推薦いただいた委員で、築館地区7人、若柳地区6人、栗駒地区8人、高清水地区7人、一迫地区9人、瀬峰地区7人、鶯沢地区4人、金成地区6人、志波姫地区4人、花山地区4人となり、新任は3人、再

任が59人であります。

以上、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

教育長

説明が終わりました。質問はございませんか。

(なしの声あり)

教育長

質問がないようですので、原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

教育長

異議なしと認め、議案第13号 栗原市スポーツ推進委員の人事については、原案のとおり可決いたします。

教育長

日程9 議案第14号 栗原市立図書館協議会委員の人事について、事務局に内容の説明を求めます。

社会教育課長

定例会資料1の15ページをご覧ください。

議案第14号 栗原市立図書館協議会委員の人事について

栗原市立図書館条例(平成17年栗原市条例第114号)第8条第3項の規定により、下記のとおり任命する。

令和5年3月20日提出 栗原市教育委員会教育長であります。

任期は、令和5年4月1日から令和7年3月31日まで、委員は10人で、氏名、生年月日、住所はご覧のとおりであります。

図書館運営協議会に関しましては、図書館の運営に関し、館長の諮問に応じ、意見を述べる機関として設置しているものであります。

今回任命いたします図書館運営協議会委員10人のうち、新任は4人、再任が6人であります。

以上、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

教育長

説明が終わりました。質問はございませんか。

(なしの声あり)

教育長

質問がないようですので、原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

教育長

異議なしと認め、議案第14号 栗原市立図書館協議会委員の人事については、原案のとおり可決いたします。

教育長

日程10 議案第15号 栗原市文化財保護審議会委員の人事について、事務局に内容の説明を求めます。

文化財保護課長

引き続き、定例会資料1の22ページをお開きください。

議案第15号 栗原市文化財保護審議会委員の人事について

栗原市文化財保護条例(平成17年条例第128号)第40条第2項の規定により、次のとおり委嘱する。

任期は、令和5年4月1日から令和7年3月31日まで、委員につきましては、1番から10番までの10名で、委員の氏名、生年月日、住所は御覧のとおりです。

令和5年3月20日提出 栗原市教育委員会教育長でございます。

文化財保護審議会は、教育委員会からの諮問に応じ、文化財の指定及び解除その他文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、並びにこれらの事項について教育委員会に建議するため設置されているものです。今回の委嘱する方々は各地区1名で、新任が2名で再任が8名となります。以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

教育長

説明が終わりました。質問はございませんか。
(なしの声あり)

教育長

質問がないようですので、原案のとおり可決してよろしいですか。
(異議なしの声あり)

教育長

異議なしと認め、議案第15号 栗原市文化財保護審議会委員の人事については、原案のとおり可決いたします。

教育長

次に、日程11 議案第16号 栗原市教育委員会職員の人事についてですが、職員の人事に関する案件でありますので、秘密会として御審議いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

教育長

異議なしと認め、日程11 議案第16号 栗原市教育委員会職員の人事については、秘密会として審議します。説明員以外の退室を求めます。暫時休憩します。
(教育部長以外の事務局員退室)

教育長

ここで、秘密会の取り扱いを終了いたします。退席者の入室のため、暫時休憩します。
(教育部長以外の事務局員入室)

教育長

休憩中の会議を再開します。

学校教育課長

学校教育課長から、先ほど回答を保留していた件について、回答いたします。
就学奨励費の支給方法ですが、実費に対する支給という形ではなく、定額での支給となっており、申請に基づいて行う形となっております。ただし、修学旅行費については、各学校ごとに修学旅行実施後に報告書の提出を受けて支給するものとなっております、実費支給に近い形となります。

11 その他

教育長

7 その他 に入ります。事務局から報告があります。
令和4年度栗原市教育委員会関係行事について、説明をお願いします。

教育総務課長

定例会資料2の3ページをご覧ください。
4月分の栗原市教育委員会関係行事について、お知らせいたします。

4月3日(月)には、栗原市立学校教職員服務宣誓式を栗原文化会館において午後4時から開催いたします。また、8日(土)、10日(月)から12日(水)にかけて、市立学校・市内幼稚園の入学・入園式が予定されております。教育委員の皆さまには、御出席いただく機会が多くなっておりますのが、ご対応のほど、よろしく願いいたします。説明は、以上でございます。

教育長 質問はありませんか。
(なしの声あり)

教育長 質問がないようですので、7 その他 を終わります。

1 2 次回教育委員会の開催日程

教育長 次回教育委員会定例会の開催日程についてお諮りします。
令和5年4月26日(水)午後3時から開会したいと思います、いかがですか。
(異議なしの声あり)
それでは、次回定例会は、4月26日(水)午後3時からの開催とさせていただきます。

1 3 閉会

教育長 以上をもちまして、令和5年第4回栗原市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後4時15分

1 4 本委員会の議決の次第は、次のとおりである。

- | | | |
|------|--------|-----------------------------------|
| 日程1 | 議案第6号 | 栗原市教育委員会個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則について |
| 日程2 | 議案第7号 | 栗原市学校等の給食費に関する規則の一部を改正する規則について |
| 日程3 | 議案第8号 | 栗原市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示について |
| 日程4 | 議案第9号 | 栗原市任期付市費負担教員の採用について |
| 日程5 | 議案第10号 | 栗原市任期付市費負担教員の任期の更新について |
| 日程6 | 議案第11号 | 栗原市社会教育委員の人事について |
| 日程7 | 議案第12号 | 栗原市スポーツ推進審議会委員の人事について |
| 日程8 | 議案第13号 | 栗原市スポーツ推進委員の人事について |
| 日程9 | 議案第14号 | 栗原市立図書館協議会委員の人事について |
| 日程10 | 議案第15号 | 栗原市文化財保護審議会委員の人事について |
| 日程11 | 議案第16号 | 栗原市教育委員会職員の人事について |

この会議録は、書記が作成したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

令和5年4月26日

会議録署名委員 _____

〃 _____